

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：長崎振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	長崎振興局	建設部 道路建設課	H24.12.25	主要地方道野母崎宿線 道路改良工事(切取防護 柵工)	3,255,000	長崎市欽刈町296 株式会社 山口興業 代表取締役 山口 哲成	平成23年度主要地方道野母崎宿線道路改良工事 (2工区)(工期:平成24年3月5日~平成24年12月28 日、施工者:(株)山口興業)において、設置した仮設物 (切取防護柵)は、当該工事完了後も引続き切り土 工事に使用するため、切り土工事が完了するまでの 間の賃料を支払うとともに、完了後撤去する必要が ある。 土木工事標準積算基準書(参考資料)平成23年10 月 長崎県土木部)によると、「存置した仮設物の積 算は、原則として、仮設物を設置した業者との随意 契約により行うものとする。」となっており、仮設物を 設置した(株)山口興業と賃料及び撤去に関する随意 契約を行うこととなる。	第167条の2 第1項 第2号
2	長崎振興局	建設部 道路建設課	H25.3.15	長崎振興局建設部積算 技術業務委託	3,780,000	大村市池田二丁目1311番3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 中村 正	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作 成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防 止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県 の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止 も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接 的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団 法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手 方として特定する。	第167条の2 第1項 第2号
3	長崎振興局	建設部 道路維持課	H24.4.2	主要地方道長崎南環状 線交通管理業務委託	8,323,350	長崎市元船町17-1 長崎県道路公社 理事長 江口 道信	主要地方道長崎南環状線の14.3km(ランプ延長5.1km を含む)の内、有料区間を除く12.4kmの交通管理を 行うものである。 当区間は、高度な管理が必要であるながさき女神 大橋を含む自動車専用道路と同等の管理が必要で ある。 ・ながさき女神大橋道路の道路情報板及び大浜ト ンネル・唐八景トンネル警報板、非常電話受付がな がさき出島道路管理事務所ですべて一体的に管理操作さ れている。 ・長崎県道路公社が出島道路管理とながさき女神 大橋の有料区間を管理操作している。 よって、ながさき女神大橋を管理する長崎県道路 公社と契約するものである。	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：長崎振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
4	長崎振興局	建設部 道路維持課	H24.5.31	一般国道206号他5線 道路除草業務委託	5,181,640	長崎市岡町2-13 公益社団法人 長崎市シル バー人材センター 理事長 中嶋 隆範	当委託は長崎市琴海地区内の国道及び県道(一般 国道206号他5線)の除草業務であり、施工延長は 43.65km×2回である。 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第 2項」の規定により知事の許可を受けた公益法人で あることから、定年退職者等高齢者への就業の機 会を促し、地域社会の福祉の増進を図る目的から当 該業務を(社)長崎市シルバー人材センターへ委託 するものである。	第167条の2 第1項 第2号
5	長崎振興局	建設部 道路維持課	H24.7.25	一般県道深堀三和線道 路災害防除工事(地すべ り測量調査設計業務委 託)	22,312,500	佐世保市日宇町2690 大栄開発(株) 代表取締役 野々下和義	当箇所は6月24日の大雨により路面の異常(沈下 等)を確認し、地すべりの性状を示しており、道路の 崩落も予想されるため6月25日より通行止めを行っ ている。そのため変状についての早急な調査観測 態勢を整え、早急に対策の検討を行う必要が有るた め、緊急に測量、調査、設計を行うものである。 調査にあたっては、隣接の大籠工区の地すべり対 策工の設計を行い現地の地質状況に精通し、緊急施 工に対応が出来る大栄開発(株)と契約するものであ る。	第167条の2 第1項 第5号
6	長崎振興局	建設部 道路維持課	H24.8.10	一般国道499号道路修 景工事(九電自治体管路 設置工事)	13,857,690	長崎市城山町3-19 九州電力株式会社長崎お客 様センター センター長 東 誠二	本工事は、自治体管路方式により工事施工するも のである。 自治体管路方式での管路工事及び土木工事の設 計・施工は、電線管理者の基準に基づき行われるも のであり、的確な業務処理と円滑な工事実施並びに 設備の運営を図る必要があるため、長崎県は、電線 管理者である九州電力株式会社長崎営業所と、平 成11年9月に個別協定書を締結している。 そのため、協定に基づき工事施工を電線管理者に 委託するものである。	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 長崎振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	長崎振興局	建設部 道路維持課	H24.10.11	一般国道202号・一般国道324号(長崎県交通局前交差点・正覚寺下交差点)電車軌道敷舗装補修工事(長崎市八千代町・油屋町)	37,706,000	長崎市大橋町4-5 長崎電気軌道株式会社 代表取締役社長 松本 容治	本工事は、一般国道202号外1線(長崎市八千代町他)交差点外において、路面電車と道路が交差する軌道敷内の舗装補修工事である。 工事に先立ち、建設工事公衆災害防止対策要綱第28条第1項に基づき軌道管理者と協議を行った結果、軌道車両通行の安全確保のため、長崎電気軌道株式会社に工事を委託することとした。 なお、長崎電気軌道(株)は3者による指名競争入札にて施工を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
8	長崎振興局	建設部 道路維持課	H24.12.17	長崎振興局管内トンネル付属設備緊急点検業務委託	1,191,750	長崎市樺島町6-15 基礎地盤コンサルタンツ株式会社 長崎支店 支店長 井上 和則	平成24年12月2日の中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故を受け、トンネル内の道路付属物について緊急点検を実施するものである。通行車両の安全を確保するためトンネルの安全確認を年内に実施し、12月26日までにその結果を報告するよう国土交通省からの指示もあり、緊急性を有することから、昨年度トンネル補修設計の実績を有し、現場状況を熟知しており、点検能力を保有し、かつ早急な対応が可能な基礎地盤コンサルタンツ(株)長崎支店と契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第5号
9	長崎振興局	建設部 都市計画課	H24.9.25	長崎旧線長与・高田間122k930m付近道路改良工事	58,429,000	長崎市尾上町1-89 九州旅客鉄道株式会社 長崎支社 支社長 江越善一郎	本工事は、都市計画道路 高田線の整備の一環として、ブロック積擁壁の設置を行うものである。 工事箇所がJR軌道に隣接し、軌道敷内への立ち入りや列車の運行管理・保線との調整が不可欠であるため、九州旅客鉄道(株)長崎支社へ工事協定により委託するものである。	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 長崎振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
10	長崎振興局	建設部 都市計画課	H24.12.14	浦上川線自治体管路設置工事(電力系管路)	3,850,516	長崎市城山町3-19 九州電力株式会社 長崎お客様センター 長崎営業所長 山口 博	本工事は、自治体管路方式により工事を施工するものである。 自治体管路方式での管路工事及び土木工事の設計・施工は、電線管理者の基準に基づき行われるものであり、的確な業務処理と円滑な工事実施並びに設備の運営を図る必要があるため、長崎県は、電線管理者である九州電力長崎支店と自治体管路方式に関する細目協定書を締結している。 そのため、協定に基づき工事施工を電線管理者に委託するものである。	第167条の2 第1項 第2号
11	長崎振興局	建設部 ダム室	H24.6.5	本河内低部ダム建設工事(試験湛水実績分析評価業務委託)	6,615,000	東京都台東区池之端2-9-7 財団法人 ダム技術センター 理事長 大町 達夫	本河内低部ダムは、既存ダムの再開発を、他に類のない上流側腹付方式および豎坑型トンネル式洪水吐き方式等の特殊な形式により実施している。腹付方式ダム再開発は、全国の補助ダムでも事例が少なく、評価や判断を行った実績はダム技術センターしかない。また、豎坑型トンネル式洪水吐き方式の特殊な形式もまた、ダム技術センターのみが評価や判断を行った実績があるだけで、当該センターが唯一実施できる機関である。よって、当機関と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
12	長崎振興局	建設部 長与都市開発事業所	H24.4.6	長崎本線高田・道ノ尾間1.25k210m付近高田小学校線跨線橋新設工事	80,287,000	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号 九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 唐池 恒二	本工事は、高田南土地区画整理事業による都市計画道路高田小学校線の道路整備において、主要地方道長崎多良見線(都・高田線)及びJR長崎本線を跨ぐ橋梁新設(跨線橋)工事のうち、橋梁上部工(L=39.2m)の施工を目的とする。 本跨線橋はJR長崎本線(旧線)を跨いでおり、橋梁上部工の施工は鉄道の上空作業や隣接作業となるため、鉄道施設内への立入・列車の運行管理や保線との調整が不可欠であり、鉄道事業者であるJR九州でしか工事実施が不可能であり、工事協定により委託するものである。	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：長崎振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港営課	H24.4.2	長崎港内及び長崎漁港 (三重地区)内海面清掃 作業委託	27,117,300	長崎市国分町3-30 長崎清掃協議会 会長 金子 叔司	長崎港清掃協議会は、長崎港内及び長崎漁港(三重地区)内の海面清掃を専門的に行う団体である。海面清掃を行うには、港内の気象・海洋・地理的条件(風向、風速、潮流等)に精通しており、また、特殊な清掃船の操作を伴うため、その特殊性を熟知したうえでの業務であるため、熟練した技能が求められる。長崎港清掃協議会は、設立以来、本業務を履行しており、これらに精通し、かつ熟知している。この業務を履行できる唯一の団体である。港内において、航行に支障が出るようなゴミも頻繁に発生するが、長崎港清掃協議会は、柔軟に即座な対応が出来、港の安全を守っている。この協議会は、長崎港及び長崎漁港にかかわる会員の会費及び長崎市からの補助金を受けて運営しており、営利を追及しておらず、公平な立場で対応が可能である。よって、その行う業務は競争入札には適さない事業である。	第167条の2 第1項 第2号
14	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港営課	H24.4.2	高島港・港湾緑地管理等 業務委託	1,351,000	長崎市桜町2-22 長崎市 長崎市長 田上 富久	当業務は高島港緑地の適正な維持管理を行うものである。長崎市は「長崎県の事務処理に関する条例」に基づき、港湾施設に関する管理事務を行っており、緑地と一体的な管理を行うことで効率的な管理を行うことができる。島内には委託できる団体が他に無く、迅速に対応できるのは長崎市(行政センター)のみである。地元のために設置した緑地であるため地元市である長崎市に対して県と同程度の負担と管理責任を求めるものである。	第167条の2 第1項 第2号
15	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港営課	H24.4.2	長崎港小ヶ倉柳ふ頭荷 役機械管理運営業務委託	8,683,080	長崎市出島町2-16 長崎港コンテナミナル運営協会 会長 金子 叔司	長崎港小ヶ倉柳地区については、港湾運送業の円滑な運営を図るため長崎港コンテナミナル運営協会を設立している。当協会は、長崎県から許可を受けた「タイヤマウント式クレーン、ストラドルキャリア及びフォークリフト」の使用計画を調整し荷役作業を行っている。当委託業務は、これら港湾荷役機械の維持管理業務(始業前点検、月例点検、年次点検等)を委託するものであるが、始業前点検は、港湾荷役機械の使用者が行うものであり、使用者毎に委託契約を締結することは、現実的ではないことから、使用者が会員となっている運営協会に委託するものである。また、月例点検、年次点検等は、より高度な知識が必要となるが、始業前点検を行っている港湾荷役機械の使用者の立会が必須であるなど、始業前点検と一体となった点検であり、点検日程についても運営協会との調整が不可欠であるため、運営協会に委託し、効率化を図るものである。	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：長崎振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
16	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港湾課	H24.4.4	長崎県単維持工事(福 田地区浮桟橋移動)	2,919,000	長崎市興善町2-8 ㈱西海建設 寺澤 律子	4月2日から3日にかけての低気圧による強風・波 浪の影響により転落・沈没した浮桟橋を安全な箇所 へ移動させ仮係留するものであるが、現状のまま放 置すると港内の安全を確保できないため、緊急を有 するものである。このため平成7年に当該浮桟橋の 設置をおこない、当時の状況を熟知している㈱西海 建設を契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項 第5号
17	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港湾課	H24.4.2	長崎港松が枝地区待合 所賃料	1,617,000	長崎市滑石2-1-50 東建リース㈱ 植木 清	前年度において設置した待合所を引き続き使用す ることによって設置撤去費用を削減できるため。	第167条の2 第1項 第6号
18	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港湾課	H24.5.7	長崎港地域自立活性化 効果促進工事(航行安全 検討業務)	9,544,500	北九州門司区港町7-8 社団法人西部海難防止協会 森 肇	本業務は、長崎港湾計画の改訂において、海難 防止の観点から、計画施設を利用する船舶の航行 の安全性について検討評価するとともに、航行安全 対策を取りまとめるものである。安全性の検討評価 等に際しては、船舶の航行検討に精通し、船舶及び 操船に関する専門的な知識が必要で、また第三者 委員による航行安全検討委員会の開催をしなければ ならない。このため、九州地域で唯一、同種のノウ ハウやデータを蓄積している社団法人西部海難防 止協会と1者随意契約を締結するものである。	第167条の2 第1項 第2号
19	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港湾課	H24.7.10	長崎港保安規程改定業 務(松が枝、出島、柳西) 委託	13,965,000	社団法人日本港湾協会 会 長 三村 明夫	本業務は、国際条約に基づいた港湾における破壊 行為に対応する保安計画を改訂するもので非常に 特殊な業務である。また、保安に関する知識以外に も、港湾施設整備や港湾荷役・港湾情報運営等の 港湾全般に対する豊富な知識及び技術を有してい ることが求められる。(社)日本港湾協会は保安に関 する知識等に加え、これまでに保安規程策定業務を 多数受注しているため、機密情報の取扱いに長けて おり、当業務を発注できるのは(社)日本港湾協会 以外にはない。	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：長崎振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
20	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 漁港課	H24.8.1	長崎振興局長崎港湾漁 港事務所(積算技術業務 委託)	1,858,500	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 中村 正	本業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定するものである。	第167条の2 第1項 第2号
21	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 港湾課	H24.8.28	長崎県単改修工事(地 中化配電管路)	7,940,740	長崎市城山町3-19 九州電力株式会社長崎お客 様センター センター長 東 誠二	本工事は、自治体管路方式により工事施工するものである。自治体管路方式での管路工事及び土木工事の設計・施工は、電線管理者の基準に基づき行われるものであり、的確な業務処理と円滑な工事実施並びに設備の運営を図る必要があるため、長崎振興局長崎港湾漁港事務所は、電線管理者である九州電力株式会社長崎支店と、平成11年8月に「長崎県臨海開発局設置の常盤出島地区に於ける地中整備に関する協定書」を締結している。そのため、協定に基づき工事施工を電線管理者に委託するものである。	第167条の2 第1項 第2号
22	長崎振興局	長崎港湾漁港事務所 漁港課	H25.2.1	長崎振興局長崎港湾漁 港事務所(積算技術業務 委託)	13,965,000	財団法人長崎県建設技術研 究センター	本業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定するものである。	第167条の2 第1項 第2号